

第4 計画の推進方策

- 1 計画の総合的な推進を図るため、町の障がい福祉担当が中心となり、庁内関係部局が相互に連携して計画を推進します。
- 2 地域における障がい者を支えるネットワークシステムを構築し、中立・公平な相談支援事業の実施や、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発及び改善等の推進を図るため、「地域自立支援協議会」を運営します。
- 3 障がい種別の一元化に伴い、障がい者の実態やニーズの把握に努めるとともに、経済・社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うなど、計画の積極的な推進に努めます。

4 広域的な調整

障がい福祉サービスを提供するための事業者の指定等に関して、市町村と北海道との間で密接な連携を図るとともに、本計画の策定・推進のために圏域 ※ごとに設置される「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」において、広域的な調整や整合性の協議を行います。

※ 圏域 …… 北海道が定める21圏域。本町は、北見市、網走市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、訓子府町、置戸町、大空町で構成される北網圏域に属する。